平成 20 年 3 月 31 日 規 則 第 3 0 号

目次

第1章 総則(第1条·第2条)

第2章 景観計画 (第3条)

第3章 行為の届出等

第1節 景観法に基づく行為の届出等(第4条一第8条)

第2節 建築物等の除却等の届出(第9条―第11条)

第4章 景観重要建造物等

第1節 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等(第12条-第19条)

第2節 札幌景観資産の指定等(第20条一第23条)

第5章 都市景観審議会(第24条—第29条)

第6章 雑則(第30条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)の施行について、景観法施行令(平成16年政令第398号)、 景観法施行規則(平成16年国土交通省令第100号)及び札幌市都市景観 条例(平成19年条例第54号。以下「条例」という。)に定めるもの のほか、必要な事項を定めるものとする。

(建築物以外の工作物)

- 第2条 条例第2条第2号に規定する建築物以外の工作物で規則で定 めるものは、次に掲げるものとする。
 - (1) 垣、さく、擁壁その他これらに類するもの
 - (2) 装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
 - (3) 高架水槽、サイロ、ガスタンクその他これらに類するもの
 - (4) 煙突、換気筒その他これらに類するもの

- (5) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの
- (6) 橋りょう、高架道路、高架鉄道その他これらに類するもの
- (7) その他市長が指定するもの 第2章 景観計画

(計画提案をすることができる団体)

- 第3条 条例第14条に規定する規則で定める団体は、次に掲げる要件をいずれも満たすものとして市長が認めた団体とする。
 - (1) 良好な都市景観の形成を推進する活動を行うことを主たる目的として設立されたこと。
 - (2) 構成員の全部又は一部が市内に住所を有する者であること。
 - (3) 10人以上の構成員を有すること。
 - (4) 営利を目的とするものでないこと。
 - (5) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を強化育成することを主たる目的とするものでないこと。
 - (6) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを主たる目的とす るものでないこと。
 - (7) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ)の候補者(当該候補者になろうとするものを含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

第3章 行為の届出等

第1節 景観法に基づく行為の届出等

(景観法に基づく行為の届出等)

- 第4条 法第16条第1項の規定による届出は、札幌市景観計画区域 内行為届出書(様式1)により行うものとする。
- 2 法第 1 6 条第 2 項の規定による届出は、札幌市景観計画区域内行 為変更届出書(様式 2)により行うものとする。

(景観計画区域内における行為の届出に添付する図書)

第5条条例第17条及び条例第18条第2項に規定する規則で定め

る図書は、別表 1 の行為の欄に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ同表図書の欄に掲げる図書とする。

(法に基づく届出をした者に対する通知)

第6条 条例第21条の規定による通知は、札幌市景観計画区域内審査結果通知書(様式3)により行うものとする。

(特定届出対象行為の変更命令に係る期間延長の通知)

第7条 法第17条第4項の規定による通知は、処分期間延長通知書 (様式4)により行うものとする。

(身分証明書)

第8条 法第17条第8項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(様式 5)によるものとする。

第2節 建築物等の除却等の届出

(建築物等の除却等の届出)

- 第9条 条例第24条第1項の規定による届出は、札幌市景観計画重 点区域内除却等届出書(様式6)により行うものとする。
- 2 条例第24条第2項の規定による届出は、札幌市景観計画重点区域内除却等変更届出書(様式7)により行うものとする。
- 3 条例第24条第2項に規定する規則で定める事項は、設計又は施 行方法のうち、その変更により同条第1項の規定による届出に係る 行為が同条第3項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外 のものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、札幌市屋外広告物条例(平成10年条例第43号。以下「広告物条例」という。)第9条第1項の規定により指定した景観保全型広告整備地区における条例第24条第1項第2号に掲げる行為に係る同項の規定による届出(同条第2項の規定による届出を含む。)は、札幌市屋外広告物条例施行規則(平成11年規則第21号)第3条第1項の屋外広告物許可申請書又は同条第2項の屋外広告物変更許可申請書の提出をもって足りる。
- 5 第1項及び第2項の届出書並びに前項の申請書には、別表1の行 為の欄に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ同表図書の欄に掲げる

図書を添付しなければならない。ただし、市長が特に必要がないと 認めるものについては、この限りではない。

6 市長は、前項に規定する図書のほか、必要と認める図書の提出を 求めることができる。

(除却等の届出を要しない通常の管理行為等)

- 第10条 条例第24条第3項第1号に規定する規則で定める行為は、 次に掲げるものとする。
 - (1) 次に掲げる建築物等の除却
 - ア 工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する建築物で仮設の建築物
 - イ 本市の観光の振興、市民文化の向上、地域経済の活性化等に 寄与するものとして市長が認める催しに係る仮設の建築物及び 工作物
 - (2) 広告物の表示、移転若しくはその内容の変更又は広告物を掲出する物件の設置、改造若しくは移転で広告物条例第3条第1項又は広告物条例第4条第1項の規定による許可を要しないもの
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が都市景観の形成に影響を及ぼすおそれがないと認める行為

(除却等の届出をした者に対する通知)

第11条 条例第26条の規定による通知は、札幌市景観計画重点区域内行為審査 結果通知書(様式8)により行うものとする。

第4章 景観重要建造物等

第1節 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等

(指定提案の審査結果通知)

第12条 法第20条第3項及び法第29条第3項の規定による通知は、指定提 案審査結果通知書(様式9)により行うものとする。

(指定の通知)

第13条 法第21条第1項及び法第30条第1項の規定による通知は、景観重要建造物等指定通知書(様式10)により行うものとする。

(標識の設置)

第14条 法第21条第2項及び法第30条第2項の規定による標識は、当該景 観重要建造物及び景観重要樹木の良好な景観を損なわない意匠とするとともに、 道路その他の公共の場所から公衆の見やすい場所に設置するものとする。

(現状変更許可の申請)

第15条 法第22条第1項又は法第31条第1項の許可を受けようとする者は、 景観重要建造物等現状変更許可申請書(様式11)を市長に提出しなければな らない。

(指定解除の通知)

第16条 法第27条第3項において準用する法第21条第1項及び法第35条 第3項において準用する法第30条第1項の規定による通知は、景観重要建造 物等指定解除通知書(様式12)により行うものとする。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

- 第17条 条例第30条第3号に規定する措置は、次に掲げるものとする。
 - (1) 外観の保持に努めること。
 - (2) 景観重要建造物が減失するおそれがあると認めるときは、直ちに市長と協議して、減失を防ぐこと。
 - (3) 景観重要建造物を損傷するおそれのある樹木は、市長と協議して伐採等を行うこと。
 - (4) 景観重要建造物の減失を防ぐため、敷地、構造及び建築設備を定期的に点検すること。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

- 第18条 条例第32条第3号に規定する措置は、次に掲げるものとする。
 - (1) 整枝せん定など通常行う樹木の保護育成を行うこと。
 - (2) 枯れ枝又は周囲に損傷を与えるおそれのある危険な枝は伐採すること。
 - (3) 景観重要樹木が減失し、又は枯死するおそれがあると認めるときは、直ちに市長と協議して、減失又は枯死を防ぐこと。
 - (4) 樹木の状況を定期的に点検すること。

(所有者の変更の届出)

第19条 法第43条の規定による届出は、景観重要建造物等所有者変更届(様式13)により行うものとする。

第2節 札幌景観資産の指定等

(札幌景観資産の指定等)

- 第20条 条例第36条第2項に規定する所有者等の同意は、札幌景観資産指定 同意書(様式14)により得るものとする。
- 2 条例第36条第3項の規定による通知は、札幌景観資産指定通知書(様式1 5)により行うものとする。
- 3 条例第36条第4項に規定する標識は、当該標識に係る札幌景観資産の良好な景観を損なわない意匠とするとともに、道路その他の公共の場所から公衆の見やすい場所に設置するものとする。

(指定解除の通知)

- 第21条 条例第37条第3項において準用する条例第36条第3項の規定による通知は、札幌景観資産指定解除通知書(様式16)により行うものとする。 (現状変更行為等の届出)
- 第22条 条例第39条第1項の規定による届出は、札幌景観資産現状変更行為 等届出書(様式17)により行うものとする。
- 2 前項の届出書には、別表 2 行為の欄に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ同 表図書の欄に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、市長が特に必要 がないと認めるものについては、この限りでない。
- 3 市長は、前項に規定する図書のほか、必要と認める図書の提出を求めることができる。

(台帳)

- 第23条 条例第41条第1項に規定する札幌景観資産に関する台帳(以下「台帳」という。)には、札幌景観資産につき、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 指定番号及び指定の年月日
 - (2) 札幌景観資産の名称(当該札幌景観資産が樹木である場合にあっては、樹種)
 - (3) 札幌景観資産の所在地
 - (4) 札幌景観資産の所有者の氏名及び住所
 - (5) 指定の理由となった外観(当該指定を受けた札幌景観資産が樹木である場

合にあっては、樹容)の特徴

- (6) その他市長が必要と認める事項
- 2 市長は、台帳の記載事項に変更があったときは、速やかにこれを訂正するものとする。
- 3 市長は、札幌景観資産に関し、次に掲げる資料を台帳と併せて保管するものとする。
 - (1) 札幌景観資産の位置を示す図面
 - (2) 札幌景観資産の写真
 - (3) その他市長が必要と認める資料 第5章 都市景観審議会

(会長及び副会長)

- 第24条 札幌市都市景観審議会(以下「審議会」という。)に会長及 び副会長各1人を置き、委員(条例第45条第2項ただし書の臨時 の委員(以下「臨時委員」という。)を除く。)の互選によってこれ を定める。
- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を 代理する。
- 4 会長及び副会長ともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名 する委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第25条審議会の会議は、必要の都度会長が招集する。
- 2 会長は、審議会の会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員(臨時委員を除く。)の過半数が出席しなければ、 会議を開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、 議長の決するところによる。

(景観デザイン審査部会等)

第26条 条例第45条第5項の規定により設置する景観デザイン審査部会及び同条第7項の規定により設置する専門部会(以下「部会」

という。) は、会長の指名する委員をもって組織する。この場合において、臨時委員は部会に属する委員の総数の半数を超えないものと する。

- 2 部会に部会長1人を置き、当該部会に属する委員(臨時委員を除く。)の互選によってこれを定める。
- 3 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員が その職務を代理する。
- 4 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、 前条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部 会長」と読み替えるものとする。
- 5 前条の規定にかかわらず、景観デザイン審査部会の会議の議事は、 出席した委員の3分の2以上をもって決するものとする。
- 6 景観デザイン審査部会の部会長は、会議の経過及び結果を審議会に報告するものとする。

(臨時委員)

- 第27条 臨時委員は、調査審議事項が終了したときは、委嘱を解かれたものとみなす。
- 2 臨時委員は、委嘱の際に定められた調査審議等に関する審議会及び部会の会議についてのみ出席するものとする。

(庶務)

第28条 審議会の庶務は、市民まちづくり局において行う。

(運営事項)

第29条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第6章 雑則

(委任)

第30条 この規則の施行に関し必要な事項は、市民まちづくり局長 が定める。

附則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

別表 1

行 為	図書	
	種類	備 考
建築物等の新	付 近 見 取 図	
築、増築、改築、	配 置 図	植栽等の外構を記載すること。
移転、除却、大	各 階 平 面 図	建築物である場合に限る。
規模な修繕若し	立面図(各面)	各部分の仕上げ及び色彩並びに設備等
くは模様替又は		を明示すること。
外観の過半にわ	断 面 図	
たる色彩の変更	完 成 予 想 図	
	又は パ ー ス	
	現況カラー写真	敷地及び周辺の状況を示すもの
広告物の表示、	付 近 見 取 図	
移転若しくはそ	配 置 図	
の内容の変更又	立 面 図	各部分の仕上げ及び色彩を明示するこ
は広告物を掲出		と。
する物件の設	完 成 予 想 図	
置、改造若しく	又はパース	
は移転	現況カラー写真	敷地及び周辺の状況を示すもの
土地の形質の変	付 近 見 取 図	
更	平 面 図	敷地等の形状を示すもの
	断 面 図	
	完成予想図	
	又はパース	
	現況カラー写真	敷地及び周辺の状況を示すもの
樹木の伐採又は	付 近 見 取 図	
植栽	樹木の配置図	樹種及び大きさを示すもの
	完成予想図	
	又はパース	

現況カラー写真 敷地及び周辺の状況を示すもの	現況カラー写真	敷地及び周辺の状況を示すもの
------------------------	---------	----------------

別表 2

行 為	図書		
	種 類	備 考	
札幌景観資産の	配 置 図	植栽等の外構を記載すること。	
現状の変更	各 階 平 面 図	建築物である場合に限る。	
	立面図 (各面)	各部分の仕上げ及び色彩を明示するこ	
		と。	
	完 成 予 想 図		
	又はパース		
	現況カラー写真	敷地及び周辺の状況を示すもの	
札幌景観資産の	現況カラー写真	敷地及び周辺の状況を示すもの	
所有権その他の			
権利の移転			